

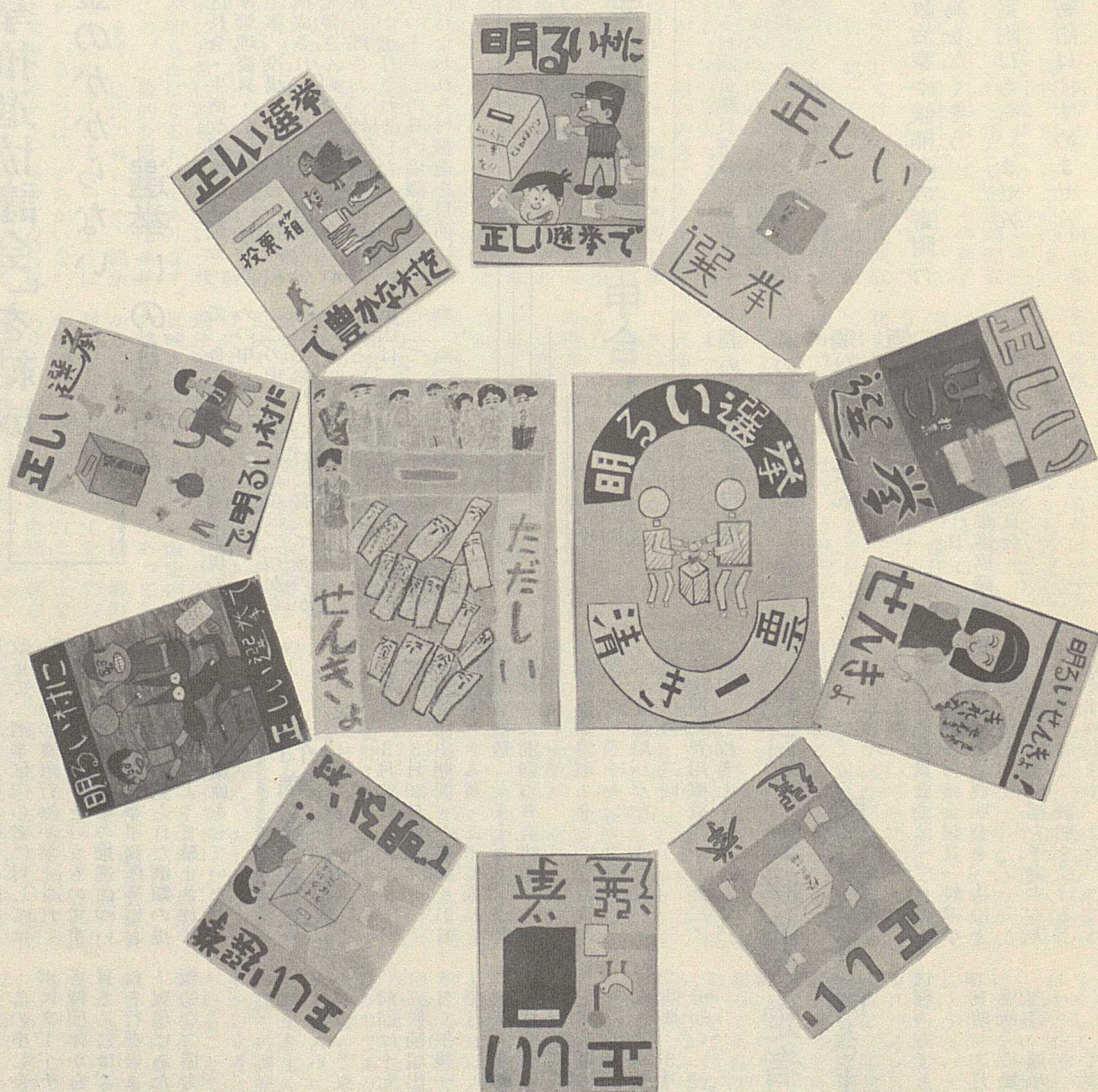
# きたうら

## 村の人口と世帯

昭和51年1月末日住民基本台帳調

|     |        | 前月比 |
|-----|--------|-----|
| 世帯数 | 2,379  | 減 1 |
| 人口  | 11,198 | 増 3 |
| 男   | 5,555  | 減 4 |
| 女   | 5,643  | 増 7 |

昭和51年2月20日発行 第179号 ◆発行と編集 茨城県行方郡北浦村役場 ☎ 02915-2111



金のかからないきれいな選挙を推進しよう



# 「明るい選挙推進協議会」を結成

## 金のかからない選挙にのりだす

「北浦村明るい選挙推進協議会」が、二月二十日に結成されました。この会は、選挙が明るく適正に行われるように、選挙についての啓発や政治常識の向上につとめ、よりよい政治ができることを目的としています。

協議会委員は、教育委員会・青年団・婦人会・農村青少年クラブ・区長会・生活改善推進協議会・選挙管理委員・公民館長・社会教育主事、役場広報係などの代表から構成され、会長には、選挙の小林光寿さん、副会長には区長会の石橋市郎さん、婦人会の本戸さつさんが選任されました。

さつさんこの日の協議会で、三月に行なわれる村議選を目前にし

## 金のかからない選挙

### 実現のための申合わせ

選挙では、近年ますます金がかかりすぎるという批判が高まっています。金がかかることは、政治の腐敗をまねく大きな要因であり、買収行為は別として、地盤培養のための供応接待、日常行われる寄附行為、選挙時における酒類の提供などであります。

金のかからないきれいな選挙を実現するには、私たち有権者が、政治家や候補者などに金を使わせないように、ひとりひとりの平素の心がまえが必要です。

昭和三十五年三月二十七日に行

#### (1) 政治家や候補者の寄附行為をなくそう。

寄附はもらいません。

寄附はすすめません。

酒は出しません

酒の陣中見舞はしません

(2) 酒ぬき選挙を推進しよう

一番目の、政治家や候補者の寄附行為については、昨年の選挙法改正で、選挙区内の者に対しては、いっさいの寄附行為が禁止され、これを推進しようというものです。

二番目の酒ぬき選挙の推進については、これまで選挙事務所等において、しばしば見られた酒類の提供が、選挙法によって禁止されているためその徹底をしていただくこと

## 村議選メモ

- 投票日 3月27日(土)
  - 告示日 3月20日(土)
  - 立候補届出期間 3月20・21日
  - 選挙すべき人員 二十二名
  - 有権者概数 七千七百八(予想概数)(前回当日有権者 七千二百九十一)
  - 選挙運動用ポスター 五百枚(四十二×三十三センチ以内)
  - 選挙運動用ハガキ 八百枚
  - 新聞広告 二回
  - 法定運動費用概数四十九万三千百円(有権者七千七百として)
- 前回は十七万三千六百円)
- 立候補届出書事前審査 3月18日 午後二時・四時 役場会議室。
  - 選挙人名簿登録資格・住所要件 昭和50年12月19日以前転入の者
  - ・年令要件 昭和31年3月28日以前出生の者
  - 開票 3月27日 午後七時三十分から 役場会議室。

## 15日に立候補予定者

### 説明会を開きます

選挙管理委員会では、三月二十七日行われる村議会議員一般選挙の立候補予定者説明会を、次により開催します。

この選挙に立候補を予定する方は、必ず出席し、説明を受けるようおすすしめします。また、つこうにより本人が出席できないときは代理の方でも結構です。

| 日時 | 3月15日 午後一時                      |
|----|---------------------------------|
| 場所 | 役場会議室                           |
| 内容 | 選挙の概要・立候補手続き、選挙運動などについて説明があります。 |

## 北浦村議会

### 昨年の十二月になわれした北浦村議会第四回定例会における一般質問の要旨です。

### 村財政運営と職員給与改定について

内田泰山議員

国の立場からの財政運営のあり方について自治省通達やその他で最近ばかりは指導が行なわれています。私が六月議会で質問いたしました五月十六日の自治省通達などもその一つでありまして、つい最近では十一月八日付で、自治省の事務次官通達ということで、再度指導が深められているのが現状かと思ひます。

現在、村の財政の実状でありましてが、過般の国会では、政府確認で地方財政対策がなされて、その内容

客でありまして、主にひろい上げて見ますと四つの項目からなっているわけでありまして。まず第一番目には、国税三税の落込みによつて、地方交付税減額分が約一兆一千億円、これを国が資金運用部資金から地方に融資して、その利子分は国が一般会計で負担する、こういうのが一つあるわけですね。次に二つとしては、地方交付税減収分、約一兆一千億円は全部地方債で相殺し、そのうえ、二千億円で資金運用部資金で引き受け、二千三百億円で、資金運用部資金と市中公募債の金利の差を一般会計で利子補給する、こういうものが二つ目の内容であります。三つ目としては、第四次不況対策による公共事業の地方のうち負担分二千億円は、全額地方債でまかない、うち一千七百億は国から引受ける、更に、第四番目は地方公務員給与改定による増加額四百億円のうち二百億は、臨時地方特例交付金として、一般会計から支出し、残り二百億は国が融資する。超過負担解消のための一般会計から一〇億を支出する。この四つが閣議決定の地方財政対策の大きな数字なのであります。

村におきましての交付税の残っている分は、約二〇〇万程度であるといふに、いわれれており、財政的に非常に容易でないという状況が明らかになるわけでありまして、この一般的な財政運営は当然、あくまで、住民の暮らしや、健康のために力を入れるといふうに進めていることは、まちがいないことではあります。多分に交付税などの減額などに見られるような予定したものが相当減額を生ずる

といううな現状でありますから、それが当然執行内容に影響することとは当然なことであるわけですね。そういう財政実体からみましても、村の行財政すべてにわたり、自己検討を整えて当然不要なものはない、あるいは、国の事業であるべき事務が委任事務などで、多分に国が補償すべき事務を村が肩代りさせられて、それがとうとう、そういう状況がいろいろな行政事務の中で出されてくるわけですね、そのへんの状況について、総点検が行なわれてしるべきではないかといふうに考えるわけでありまして。

次に、現在問題になつております職員給与改定の改定案が上提されているわけでありまして、その内容については、別にいたしまして、当然、給与改定がありうるべき姿として、村の中で村長さんをはじめ、いろいろ苦勞されているわけであり、その実状は私も了解しているわけですが、まずその職員給与決定については、当然、村と職員組合の要望も含めた団体交渉の成立があるわけでありまして、やもすると最近の例えは水戸市議会などとは、長提案の給与改定案を否決するなどという状況もあるわけですね。問題は、給与決定は当然適法な団体交渉の結果を十分に反映させたものとして、改定内容の議会提案といふものがあつて、かかるべきという点で、今回、郡町村会などの会議があつてそこで、一定の意志統一がなされたものでありますが、それはその統一意志で進めるといふことは、村長さん自身いわばその会議にのぞんでい

るわけですからそれに拘束されざるを得ないものと考えますし、その点、町村会の統一意志と団体交渉の村職員組合との協定ないしは約束の実体と同一のものであるのか、それともそうじゃないのか、その点で村長さんのお考えをおたずねいたします。

それと職員給与関係で、自治省の強い指導というもので、実は、公的な指導ではないが、本年の公務員の一〇・八五という人事院勧告の改定率であります。これを、団体の職員はラスパイルズ指数で割り込めという、そういうものを基準にしないとおそらく自治体財政の人員費という点で、大きな混乱をきたすという、そういううな形で強く指導されている点をとらえてみますと一応北浦村などの場合には、アップ率が九パーセントといううな数字が出てくるわけでありまして、そのへんと今度の改定率一〇・六パーセントと、そのへんは近い将来どういふうにその差を考えて進めて行くか、そのへんについてうかがいます。

村長 質問の内容を聞きますと、郡町村会における結論に対する考え方と、なお、今後のその差をどのようにして行くかという、二点にしばられるように思ひます。

これは、もちろん、おおせのごとく、職組との団体交渉によつて合意の上になつたというものが、当然であります。

私ども、町村長は、国家公務員が一〇・八五パーセントを四月にさかのぼつてやるといふ。これは、国家公務員の方では改定済みである。その後、県においても、他市町村でも実際にはまだ行われていない、国が改定したのであるからうといふものです。酒の陣中見舞も違反になります。

この申し合わせ事項についてはポスター、チラシを配布するほか各種団体からのPR、そして、議員さんには、協議会長から申し入れを行ないました。

実現にあたって、みなさんの積極的な協力をお願いします。

考えなければならぬ、といふたてまえのもとに郡の町村長が集まりまして、その対策を打合せしたわけでありまして。

職員的生活環境もあり郡内では変らない、したがって、各町村は同じような考え方、進め方、しようという方針のもとに相談をしたわけでありまして、先がたもラスパイルズ指数の話も出ましたように、本村は他の潮来、牛堀、麻生、玉造、に比べて、指数が上回っている。その指数は一九・七であり、国家公務員より上回っている。もちろん国家公務員並みではない、すぐにはない、でもやがて、ちなみに麻生町は一〇・〇点、くらと、北浦村と比較して指数が低いわけでありまして、このことについては私も心配しております。結果的には人事院勧告をそのまま飲まざるをえないのはに陥つたわけでありまして。

なお、給与の調整については、北浦村では六ヶ月の昇給延伸は当然だろうという話も出たわけですが、これは、私が特別やつたわけでもなし、前の時代からのつながりでありまして、私はこれを受け継いで来たに過ぎない、これが、ラスパイルズ指数が高いという結果を生んだわけですから、この際この調整を無理にやつて、むずかしいことである、一層混乱におちいれることである、お互いに気分をそこなう以外何もないといふことにもなりかねない。結論は、議員の皆さんにはかつて、どういふうにするか、私の方が指導を受けたい、はなはだ消極的でありまして、こういう考えであります。なお、自治省、地方課などからは、特別こうやれといふような指導も受けておりません。



ただ、私が聞いた範囲では、私も頼りにしております。地方交付税が、国家公務員の給与水準を上回ったことに対する支払いは、地方交付税の基礎的なものから取り除かれるというのを聞いたわけであり、そうしますと、地方交付税がもらえないで、なお余計に支出するということになり、財政上影響があるだろう。そういう心配をしております。

内田泰山議員

第二点の自治省の指導要綱で町村の九パーセントというのと、実際に一〇・六という差ですが、この点についての質問にまだ答えていません。これを合わせて、たゞ今の答弁の中に、自治省でこれをこうしようという指導がなされてないというふうには言われましたが、これは、昭和五十年十一月十八日の自治省行政局長の通達などで「違法な昇給措置の廃止について」などという文書にあるわけですね。ですからこれは、指導はないということではないと思います。総務課長 内田議員さんの言われる九パーセントというのは意図的に解せないです。人事院勧告で国家公務員に人事院が勧告したの、俸給表で九・四四パーセント、諸手当を含めて一〇・八五パーセントで、町村の場合には人助を受けて立ちまわして、国の場合八等級制、町村の場合は五等級制でありまして、国の一番下の給与から上へとりますので、国の給料表の四等級が北浦村の一等級になっています。そういう関係で、おのずから平均給与も違いますし、その町村の実状によって給料へのはね返り、改定率が違うわけでありまして、北浦村の場合は、一〇・六九パーセ

ントという数字になるわけであり

内田泰山議員

その点単純な質問ですが、自治省財政課長が言っている、要するに改定率一〇・八五をその団体のラスパイルズ指数、ここは、一七・七ですがこれで割った数字、それをその団体のアップ率に改定してゆくように、という意向が出ているわけですね。

例えば、給与改定率が一〇・八五パーセントということになると、これに対するある団体のラスパイルズ指数が二割増であるならば、その給与改定率を一、二で割り返したところまでとどめるべきではないかと思えます。そんなのはなまぬるい。そんなことではとても、私はいく意見が強いわけですね。改定率にラスパイルズ指数の逆数を掛けたものよりも高い改定率をとつたら、その団体は財政的に永遠に救われないと思えます。というように、この本に書いてあります。それで私がたゞしてみたのは、九パーセントという数字しか出なかったということと、それと一〇・六九とでは差があるから、そのへんの関係はどうなのか、ということですね。総務課長 給与改定率の場合には、県から、条例の準則がまいるまして、それにのっとり改正しております。もしかりに、それと違う給料表を用いると、今後改定する場合に、相当技術的にむずかしくなりますので、ほとんどの町村が準則どおり、つまり人事院勧告どおり実施しているのが実状のようでありま

ラスパイルズ指数を下げる手段としては、いろいろあります。下位号給へ給料表を切換えに行くとか、もろいですが内田議員さんの言われるように、別途に給料表を作るというところは、むずかしい作業であります。

内田泰山議員

それと特別職の給与との関係ですが、最高給与の額を上回るということで、教育長の給料が出されるわけですが、その点、これが改定が出された場合に、下回ることになるのかどうかがあります。総務課長 三千円ほど、下回るようになります。

昭和五十年年度の財政見通しと事業の進捗状況について

横田修平議員

まず今年度も余すところ三ヶ月となり、今や国内状況は、ご承知のとおり、低経済成長時代へと突入をいたしました。きびしい社会経済の変転に対応して、村長さんをはじめ、執行部のご協力に、敬意を表するものでございます。ご承知のとおり、二年前のオイルショック以来経済の変動はまさに革命的ともいえる激しさで押し寄せておりまして、我々が未だ経験のない不況に陥り、そのひずみが地方自治体の財政に容赦なく押し寄せ、その対策に真げんに努力ををらうておられることと思いま

すけれども、一例を上げますれば、茨城県の県政においても、財政危機に直面しており、日立製作所に限らず、前年度は四十億円の県税が、本年はわずか四億円の県税に落ち込んでおられると報告されています。当村においては村税の状況はどのようになっているか、うかがいます。

第二に本年度当初予算に対して土木費、農林水産業費、教育費の主な進捗状況は、何パーセントぐらい現在達成しているか、主な建設事業について、簡単にうかがいます。

第三に村税の落ち込みは、今や他町村においては四割八割に達しているようでありまして、当村においては、その徴収率はどの程度になっているか、そして、年度末には何パーセントぐらいを見込んでいますか、うかがいます。

第四に国税の減収に伴う地方交付税は、当村にどのような影響を及ぼしているか、うかがいます。

村長

たしかに、ご説のように、不景気は事実でございます。しかし、本年度の事業は、総じて申し上げますと、おおかた成しとげております。三月までは、ほとんど消化できるのではないかと考えております。なお、詳細は関係課長から説明いたします。建設課長 土木関係については道路改良工事では現在、中根原口道が東野建設の請負により、二月十一日までの工期で進めており、直営については、次木金屑道の工事が終わりました。現在三和学校の工事に着手するような段階になっております。そのほか、堂谷・中根道につき

ましては、南高岡地内が工事箇所になるわけですが、現在用地買収をしており、残り一名になったというところであります。舗装事業につきましては、単独事業で四路線実施しましたが、いずれも、昨日竣工検査をし、事業は完了いたしました。なお、防衛庁関係で基地周辺整備事業で五〇〇メートルほど実施いたしました。橋りょう関係につきましては、十ヶ沢橋の拡幅について、現在工事中でありまして、一月中旬には完了する予定であります。また、荷下橋については、現在設計中でありまして、一月中旬には、請負に出すということで準備中であり

ます。産業課長 産業課関係は申し上げます。農政面では、空中防除事業が、完全に事業を終了しております。その他、国県補助を受けて実施団体へ補助するところの畑作営農団地育成事業、養蚕主産地推進事業並びに家畜ふん尿有効利用事業等がございまして、これらはいずれも現在、各事業主体において各業者に発注し予定通り、事業が実施されているような状況であります。

なお、土地改良関係でございますが、農道整備事業、農道舗装事業は、現在本宿地区の第三次の工事が行なわれており、本宿地区一、四三メートルが整備が完了するわけでありまして、なお、農道整備事業の繁昌地区につきましまして、入札を終り、工事に着手して二月末までの工事が完了する予定になっております。また、平須賀線農道舗装事業についても、工

小のブルも、文部省の補助で仕上げることを考えております。産業関係の国県補助については、どちらかというと、押しつけ的な傾向もありませんが、予算の緊縮のため、これを十分検討しまして、取捨選択して行きたいと思っております。

そのほかいろいろ問題は出てくるとは思いますが、五十一年度予算についての考え方は、弾力性をもった骨格予算で進みたい、と考えております。

総務課長 来年度の地方交付税の見通しについては、横田議員さんの申される通り、落ち込むことは避けられない問題であります。

したがって、本年度二五パーセント国が落ち込むということになりまして、それをそのまま本村に採用いたしますと、約四億四千万円になります。ただ、来年度の経済成長率を、当初の一三・パーセントから、一四・パーセントに見直したようでありまして、そうしますと、昨年に比較し、地方交付税は、約六千万円程度の減になるのではないかと予測されます。

また、税収の伸びも五十一年度には必ずしも状況が好ましくありません。ただ望めるのは、自動車取得税の問題、あるいは自動車重量税の問題がどういふふうになるか、ということでもあります。

村税関係につきましましては、横ばいでありまして、法人税の落ち込みも、本村では大したことではありませんので、来年度の税収が本年度より下回るといふことはないと考えます。ただ、北浦ゴルフ場が、始まりまして、土地保有税の落ち込みが若干考えられるわけでありま

程どおり、順調に進んでいる状況であります。行戸地区については、今月の二十七日に入札を執行する運びになっております。

県営ほ場整備事業については、北浦土地改良区の第一回総代会が開催されまして、新しい役員のもとに事業が推進されております。

村としても、この事業に對しましては助成を当初予算に計上してありますが、本年度の国の予算割当額が五千万円ということ、金上に第二揚水機場を建設するという

ことで工事が進められております。なお、このほか南原地区に畑かん事業が実施される予定ですが、本事業も業者発注を終り、順調に事業が進められております。

教育次長 教育費につきましては、現在総予算が、二五、二〇二千万円、進行状況は、一六三、二四六千万円、四・四パーセントの執行率であります。

主な事業といたしましては、要小学校の附帯工事については、前年度の繰越事業で、着手三月一日完了は六月三十日でした。それから、本年度分の内装工事については、九月一日から五十一年度の一月三十一日までの工期で進められております。

その他の事業につきましても、議決をいただきました予算は、すべて消化できる見通しであります。

総務課長 国税三税の減収に伴って、地方財政にどのような影響があるかという内容の質問かと思えます。国税三税の落ち込みは、約三兆四千億円程ということ、これに伴う地方交付税の落ち込みは約一兆一千億円になるわけですが、国のいろいろな財政措置により、

昭和五十一年度の予算編成方針について

横田修平議員

ただ今、各課長さんから答弁を受けましたが、また、すばらしい成績で各事業と、現在約七〇パーセント、三月末には一〇〇パーセントの完成を見込んでいます。う。そして昭和五十年年度は、国税の大巾な減収にもかかわらず、当村においては、地方交付税も当初予算どおりの好成绩で、まことに同慶の至りでございます。

他の自治体においては、現在財源不足に悩んでおりますが、当村では、村税においてもきわめて順調に推移しているということであり

ます。また、建設事業においても、計画通り進められておりますことは、村長さん、人徳と、関係職員のご協力の賜であると敬意を表するとともに、敬賀にたえないところであります。以上で第一番目の質問を終わります。第二番目に、昭和五十一年度予算編成の基姿勢について、おたずねしたいと思います。村長さんは、再選されて最初の

予算編成に当たり、非常に意欲を燃やして積極的な政治姿勢を打出しており、事業計画が山積され、予算も二倍、三倍にもふやさなければ足りないという心境かと思えます。そこで、まず最初に村長さんに、昭和五十一年度の予算編成の方針について、重要な数点簡単に聞かせたいかと思えます。

第二番目に、来年度の政府予算が、つけない現在、大々的な見直しを聞くことは問題があるか、とも思いますが、経済企画庁からの見直しでは、国税の大巾な減収は免れないという見通しですが、これが本村の地方交付税にどのような関連性をもつかという、ございいます。

いまさら、私が申し上げるまでもなく、国税三税の三二・二パーセントが地方交付税として交付されます。昭和五十年年度は先程のお話にもありましたように、国税四兆四千億円に對し、当村の交付金は、五億数千万円であり、来年度は実質的には三兆三千億円で、一兆一億円の赤字を埋めるといふことで昭和五十年年度は進められているようであり

ます。けれども昭和五十一年度の町村における収入減は免れないものと考えられます。私がしろうとなり単純に計算してみても、国税が四兆四千億円のところ実質三兆億円で、約二五パーセントの減収であるため、当村に交付される収入からの約七、八千万円の落ち込みは必ずではないかと考えられますが、どの程度の落ち込みを見込んでいるか、うかがいます。第三点といたしまして、歳出の







金がかかり、仲々容易でないといふことは承知しております。おおよそばな構想を申し上げます。今後は、土地が大切になってまいりますが、三階は全部議事室に供し、一階、二階が事務室にあって、費用はまた算出してまいりますが、相当な金額である。その生み出す方法は今から検討し、無理のゆくことは、十分承知の上であります。進めなければならぬ、と考えております。防衛庁の設計費補助の見通しも明るので、来年度は実施設計、その翌年度、翌々年度と二年間にわたり事業を実施する考えであります。

齋藤司乃夫議員

次に、役場庁舎建設の見通しについてであります。先がたの質問でも、村の財政危機の問題も出まして、地方交付税の落ち込みとかその後の経済見通し、あるいは人件費の問題等、村の見通しは甘くないではないか、あるいは庁舎の建設については、住民の声あるいは議員の声など、十分聞いた上で進めるべきであるというように意見も出されました。とも角、村自体の限界を知って、将来にふみ出すということでは、立派な行政はできないと思います。今後庁舎建設をやるについて、どのような構想と考え方をしているのかうかがいます。

### 庁舎の建設見通しについて

齋藤司乃夫議員

本年度、三育幼稚園から、村立幼稚園にふみ切ったということは、経費の問題で非常にプラスになり成功していると考えています。しかし、幼稚園の管理、あるいは幼児の教育というものを真に考えた場合、園長の業務ということは、問題があると思います。現在の園長さんは、非常に熱心であるが、給与なども非常に少額であり、教育者であるからそれとして、園長というものは、管理全般を掌るわけですから、また、教育というものは子どもと接触しなければ、その能力を引き出すことはできないというふうな考えものであります。

金がかかり、仲々容易でないといふことは承知しております。おおよそばな構想を申し上げます。今後は、土地が大切になってまいりますが、三階は全部議事室に供し、一階、二階が事務室にあって、費用はまた算出してまいりますが、相当な金額である。その生み出す方法は今から検討し、無理のゆくことは、十分承知の上であります。進めなければならぬ、と考えております。防衛庁の設計費補助の見通しも明るので、来年度は実施設計、その翌年度、翌々年度と二年間にわたり事業を実施する考えであります。

齋藤司乃夫議員

### 村立幼稚園の運営について

そういう中で、スクールバスの問題についても、運営についても非常に円滑に行っているわけですが、今後、村立幼稚園を存続するということがあれば、やはり単独の管理者というものをのこしたうかがい考えをもちたいと思います。その点いかがですか。

教育長 まことにごもっともなご意見であります。現在のところ、主任をおきまして、教師の面あるいは教頭、校長の面もカバーしていただいております。現在はそのような、専任の管理者をのこしてまいりますが、将来は、その方が望ましいであろうと思います。

齋藤司乃夫

なお、幼稚園の園舎の問題であります。これは、三育幼稚園から移行された非常に老朽化した建物です。立派な教育をして行くためには、やはりよい環境が必要であり、しかも、老朽化した建物を保持させておくこともよいことではありませぬので、昭和五十一年度の予算において、立派な園舎を建設してはほしいという声があります。この点について、どのようにお考えですか。

村長 たいへんすばらしいご意見であります。すぐこれをやるというだけではできないこととす。三育幼稚園から村立にしたということは、改革から村立にしようとしたため、村立にすれば、防衛庁の七五パーセント補助もあるわけ、即刻これをやらなければならぬ、これは考えています。現状では財政的に容易でない状況です。順を追ってやる考えであります。

### 消防団の運営費について

伊勢山一郎議員

私は、消防予算についてであり、消防団員四六五名、自動車ポンプ三台、可搬式ポンプ十台、貯水そう八八基、制服全支給、常設消防の設立、緊急業務の開始と、消防業務の充実が目ざましいものがございます。

しかし、各部の運営でございしますが、昔ながらの部落の寄附と、団員三、六〇〇円の給料をもちまして部落では運営しているのではありません。

月に一回ないし二回は機械器具の点検をしなければならず、それに要する人員というのは、可搬式ポンプ五名、自動車ポンプ七名、最低限これだけの人員を招集しなければならぬわけでありまして、昔ながらの、旧態依然とした部落の寄附と消防団員に当然渡すべき手当を運営費に充当しているような状況でございます。

したがって、年間、各部に三万から五万円の運営費の予算を計上していただきたいと考えますが、当局のお考えをおたずねいたします。

村長

消防団においては、先づの県の消防操法大会において、自動車ポンプが優勝、小型ポンプの部で準優勝という立派な成績をおさめ、消防団幹部をはじめ、団員の皆さんの努力の賜であると思っております。

ご質問のことについては、何とかしてやらなければならぬ、何と

### 信号機の設置について

伊勢山一郎議員

消防は奉仕の精神であるといふのは致し方ないのではありませんが、五十一年度の予算を組む時点でこれをふまえてやっていたらいいかと要望するものであります。

次に、信号機設置についてであります。今年度北浦村の事故件数は、重軽傷合わせて四三名、う

ち四名が死亡している状況であります。中でも、はなはだしいのは山田バイパスの役場から中学校へ通する十字路であります。ここでは、十二月に入りまして、三件の事故発生、うち一人死亡という状況であります。

これに関連して、信号機の設置については県だと思いますが、村としても申請をすべきだと考えますので、この点についてうかがいます。

総務課長 ご指摘の箇所については、非常に事故が多発しております。鹿行交通対策地方本部を通じて、県の方へ要請をいたします。また、麻生警察署の方でも県警を通じて要請することでありまして、早急に設置されることは不可能かと思いますが、なるべく早く設置するよう、要請したいと思っております。

信号機が設置されるまでの間に、つきましては、なお村の方で若干の財源がございますので、赤色回転灯をつけてはという事で、内々話をしておりますので、この線にそって、事故防止につとめたいと思っております。

### 米飯給食について

伊勢山一郎議員

次に、学校給食の問題であります。私は、米飯給食についてであります。

最近、学校帰りの生徒の買い食い目立って来まして、学校から帰って来て、子どもが必ず、家へ入るなり、ごはんを食べるという

ことで、ちよと調べてみたのですが、栄養士によるカロリー計算で数字を食べさせられてしまう。数字で腹一杯にせられないで家へ帰ってごはんを食べるということがいえると思います。

現在、国としても米が余るという事で、米飯給食をしようという事で、これが村の段階へ来た時に給食センターとしても設備を購入しなければならぬ、これはどのくらい費用がかかるのか、補助はどのくらいあるかうかがいます。

給食センター所長 ただ今、ご指摘がありました通り、センターでは、一応カロリー計算をやっております。このカロリー計算によりまして、カロリーが高いほど子どもさんが食べてくれない、カロリーが低いほど食べるといふ現状であります。

米飯給食の件ですが、新聞紙上で一部報ぜられていますが、これについての細部の文書は県の方からも来ておりません。米飯給食に切替えますと、設備その他、相当の費用がかかってくる。これらの費用については、まだ検討しておりませんが、一番安い機械で五〇〇万円ぐらいはかかるのではないかと思います。また、補助については、まだ、五十一年度の補助基準ができていないのではつきりしません。

この、米飯給食については、相当の費用がかかると思われますので、よく研究して行きたいと思っております。

### 給食センターの

### 排水処理について

伊勢山一郎議員

給食センターの設備でございますが、前にも議会でも問題になっておりました排水の処理について、これは、私の聞くとところによると義務づけられているということですが、未だ実行されていないこと、どういうわけですか、うかがいます。

村長 そういうような話はあったのですが、やはり財政的に容易でないということが原因であります。

伊勢山一郎議員

これは、金があるなしの問題ではなく、やるべきものはきちんとやるべきだと思います。実際、中学校の第二グラウンドへ行ってみると、夏場は、蚊の巣と悪臭で運動などできる状態ではありません。村長さん、あそこ二、三日滞在してみるとよくわかりますが、そういう現状ですので、ぜひともやっていたらいいと思います。

### 各種運営委員会

辺田直義議員

まず、各種運営委員会の運営についてであります。私も現在、母子健康センターの運営委員になっていくわけですが、現在母子健康センターの運営については、四月から助産部門が廃止されて、

### コンクリート舗装の資材の支給について

辺田直義議員

必要があれば、いつでも開いていただきたいということですが、予算がなければ、やはり開けないと思います。その点予算を補正していただきたいとお願いたします。

今日の財政では、なおさら、いろいろと協議して運営の効率化を図られなければならないと思っております。善処していただきたいと思います。

次に、村道の維持管理について、

村道の維持管理については、当然、村道である以上村が行うのが当然ではないかと思っております。現在要地区の方で、依田谷ですが、各戸から寄附を募って、自分達で舗装工事を行われております。私は、その犠牲的精神をかって、特に優先的に砂利や砂を与えなければならぬと思っております。先日、私も行って見たのですが、砂利や砂が不足だということでありまして、できれば、十分に支給してほしいと思っております。

村長 村の考え方としては、未改良の道路を舗装する場合は砂利と砂は支給するという線で進んでいます。

話を聞くと三メートル舗装ということですが、道巾が広いのはなお結構だと思います。わざわざ広い道を狭くする必要はないと思っております。そういうことで砂利が不足はそれなりの資材を補給すべきだと思います。

辺田直義議員

拡巾したために不足したということですが、道巾が広いのはなお結構だと思います。わざわざ広い道を狭くする必要はないと思っております。そういうことで砂利が不足はそれなりの資材を補給すべきだと思います。

村長 建設委員会にはかつてみたいと思っております。

辺田直義議員

地元から、強い要望のあったところ、村で全額出して舗装している。一方で、こうした犠牲的な精神が強いわけですから、特にやっていたらいいと思います。



## 農業後継者対策 と結婚相談所の 運営について

出久根静議員

第一点は、農業後継者問題であります。私が申し上げるまでもなく、農家の嫁きさんということ、深刻であります。前に公民館におきまして結婚相談所を設けましたが、その実績をうかがいます。それと本年六月から農業委員会が結婚相談所を設けたという話を聞きました。その後の実績活動状況をおたずねします。

また、農業後継者対策としては、私は若い人の遊び場が必要ではないかと考えます。それには、総合グラウンドを設けてスポーツの面で若人を集め、話し合いの場をつくる必要があるのではないかと思います。

また、玉造町では、一人の農家の嫁を世話すれば、町から一万円という方法でもとらない限り、村でも嫁しやく人をやる人はなくなってしまう。来年度の当初予算に、これらの経費を計上してほしいと思います。

公民館長 昭和四十八年度に、結婚相談所をつくるべく予算措置をしたのですが、職員の関係で、カルテを作ったに過ぎなかったわけです。

その後、昭和四十九年度、五十年年度公民館としては、結婚相談所は開設しておりません。その代り、農業委員会が毎月開いております。

産業課長 公民館の結婚相談所とは別に、農業委員会では、農業後継者だけをとり入れた結婚相談所を開設、毎月一回相談日を設けています。その中で、相談に応じたのは、男ばかり五、六人、女の方からの申し込みはございません。

郡内の農委の方で適任者名簿を作った、それらの交換をしながら相談を進めています。また、ただ公民館に待っているだけではだめだろうということで、現在積極的に個人ごとに家庭訪問するなり何なり、その取り組みをすべきではないかというところで進めた結果、申し込みのあった人とは別ですが、三組が来春式を挙げるような運びになっています。

今後、さらに積極的に地域の後継者の結婚問題について取組んで行くということに進んでいます。

## 商工会館の運営 について

出久根静議員

第二番目に、公民館の運営についてですが、今回、北浦村に誇る商工会館が昨年七月二十日に落成されましたことは、商工会会員一人一人の努力の賜であり、関係者に深く敬意を表します。

この建築予算につきましては、県補助が四〇〇万円、村補助六〇〇万円と全会員の寄附金をもって建設されたということです。県からの補助をもらっているから、北浦村公民館津澄分館という看板がかけられないのかどうか、津澄分館は、吉川繁昌、中根、山田地区

に設置となっています。津澄分館の看板をかけることはできないかがいます。

村長 昨年でしたか、公民館長を通じ、この看板をかけるように言ったわけですが、たまたま、商工会長の方から、また寄附が全部集まらないから、しばらくの間これを我慢してほしいという話があったわけ、そのまゝ、になっているわけです。近いうちに、そのようにしたいと思っています。

## 職員給与及びス ト問題について

出久根静議員

第三点の職員給与及びストの問題であります。

今日国をあげて、地方財政の危機がさげばれており、その原因の一つに人件費の問題があることは私が申し上げるまでもありません。こうした時に、役場職員のストライキがしばしば行われ、一般住民のするどい批判をあげております。深刻な不況の中で、住民にあつては、苦しい生活をよぎなくされて

いる時に、住民としては、役場職員の方々に、住民の公僕として力一杯、働いていただきたいと考えているわけでありますが、このストライキがしばしば行われていることは、まことに残念でなりません。

現在公務員、役場職員のストライキは、法により禁止されていることは申すまでもありません。その理由が何であれ、法治国家にあつては、法は守らなければならな

いのであります。すべて法にのっとり、また自ら法としての条例をつくり、これに基いた行政を進める地方自治体にあつては、このようなことでは残念でなりません。そこで、私は村長さんに次のことをうかがいます。

まず第一点は、これまでこの違法ストは何回行われ、どのぐらいの参加者があつたか、これらの違法ストに対して、村長はどのように考えているかです。

第二点は、この違法ストに対して、これまで、村長はどのような措置をとつて来たか、そして今後この違法ストを防ぐにはどのようなするかがいます。

村長 ストの問題は、簡単には解決できそうにないというのが実状でありまして、何回くらいあつたといつても、これは、ちよつとはつきりしません。交渉は年間を通じてあるわけで、たまたま、国家公務員の給与改定が行われたというものが契機で、その後何回となく団体交渉が申し込まれましたが見通しが立たないのでお断りしたことも何回あります。そういうわけで、そのつどそのつど受けていたわけでありまして、なかなかこれを解決することができない状況であります。ストを防ぐ方法としてどうかということですが、これもまたむずかしいことであります。良い方法がありましたら、教えてくださいながら、研究してまいりたいと思います。

出久根静議員

ただ今の答弁で、ストの回数についてですが、去る、十二月十三日、私が役場へ来た時の混乱状態にあつた時のことは、村当局はつ

かんでいないようです。たまたま私が役場に来た時、管理職を除くほとんどの職員は机についておらず、その代り机の上に赤い三角帽に「給与アップをかち取るう」などというろいろな文句を書いて、ほとんどの職員が職場を放棄していった状態です。村当局は、これをつかんでいないということは、まことに管理不十分といわねばなりません。私が聞くところによると、その後二、三日このようなサボタージュの状態が続いたそうです。今後はこのようなことのないよう十分管理監督をされるよう善処を要望するものであります。

また、違法ストについては、給料は差引いているということですが、私が調べた結果では、処分は行われないようでございます。いやしくも違法ストである以上、適正な処分をすべきものと考えますので、この点についても善処を要望するものであります。以上、職員の問題につき、もともとまじめな正常な労使関係を確立させ、職員は、北浦村の職員として誇りをもつような、立派な職員に育てるよう希望し、質問を終わります。

